

平成28年度 施策評価表 (平成29年度向け施策の取組方針)

施策名: 人権尊重  
 施策番号: 05 - 01

1 施策の基本情報

|      |         |      |  |
|------|---------|------|--|
| 施策名  | 05 人権尊重 | 展開方向 | 01 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認め合う、「ともに生きる社会」の実現に努めます。 |
| 主担当局 | 市民協働局   |      |  |

2 目標指標

| 指標名                               | 方向 | 基準値        | 目標値 (H29) | 実績値  |      |      |     |     | 現時点での達成率 |
|-----------------------------------|----|------------|-----------|------|------|------|-----|-----|----------|
|                                   |    |            |           | H25  | H26  | H27  | H28 | H29 |          |
| 「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に対する不同意の割合の増加 |    | H23 63.6 % | 70        | 64.3 | 68.0 | 69.0 | **  | **  | 84.4%    |
| 審議会等の女性の委員割合                      |    | H24 36.6 % | 40        | 36.9 | 36.7 | 38.8 | **  | **  | 64.7%    |
| 市の課長級以上の女性の管理職割合                  |    | H24 5.3 %  | 10        | 6.1  | 6.6  | 6.6  | **  | **  | 27.7%    |

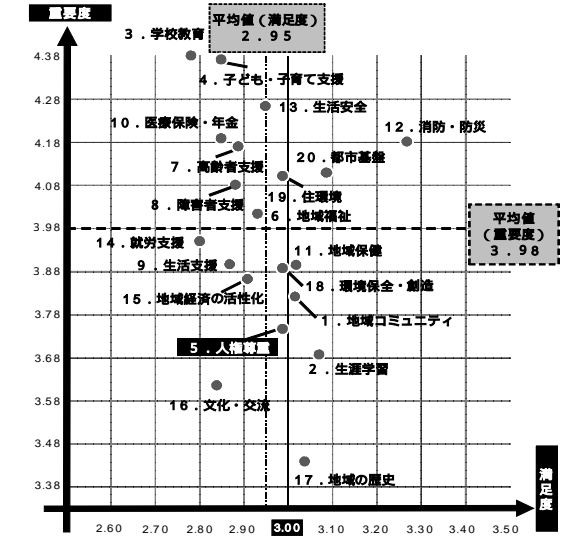
4 担当局評価(一次評価)

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成27年度実施内容を記載)  |                   | 総合戦略 |
|--|-------------------|------|
| 行政が取り組んでいること   | 多文化共生社会の実現        | -    |
| <p>【多文化共生の取組】</p> <p>平成6年6月に策定した「尼崎市国際化基本方針」は策定後20年が経過しているが、その基本認識は変わっていないことから、基本方針の改定は行わず、平成23年3月改定の「尼崎市民権教育・啓発推進基本計画」に基づき関係所管課でその取組を行っている。</p> <p>また、平成27年度には、「多様な文化・伝統に対する理解の推進を図り、外国人等が生活しやすくなる諸条件の整備等に取り組む」という本市の総合計画に基づき、日常生活に役立つ外国人向けの「あまがさきスタートガイド」を作成するため、国際交流協会や本市が実施している日本語教室の受講生を対象にアンケート調査を行うとともに、アンケートの回答者を対象とした「外国人市民わいわいトーク」を開催した。引き続き「あまがさきスタートガイド」の作成に向け、情報収集に努めるとともに年内の完成・配布に向け取り組んでいく。</p> <p>【民族教育を選択する自由の支援】</p> <p>本市には、平成28年4月1日現在10,961人の外国人住民があり、その内約70%にあたる7,600人が韓国・朝鮮籍の人たちである。我が国が批准している「児童の権利に関する条約」において、自国の言語、文化等の教育を受ける権利を保障されているが、朝鮮人学校は学校教育法第1条に規定する学校とされていないため、私立学校と同等の補助が受けられていない。尼崎朝鮮初中級学校の在学児童・生徒の保護者は、市内在住の納税者であり、多文化共生社会の実現という観点から、在学している児童・生徒が民族教育を選択する自由を支援し、保護者に対する経済的負担の軽減を図るため、国において必要な措置がとられるまでの間、市が補完的な措置として補助を行っており、児童・生徒1人あたり7万円の就学補助金を支給している。</p>  |                   |      |
| 行政が取り組んでいること   | 男女共同参画社会の実現       | -    |
| <p>【男女共同参画計画に基づく取組】</p> <p>「男女共同参画社会づくり条例」に基づき「第2次男女共同参画計画」(平成24～28年度)を策定し、啓発事業等を実施するとともに、男女共同参画審議会において計画の進捗について調査審議を行っている。平成27年度は「第3次男女共同参画計画」(平成29～33年度)策定に向け、平成28年5月に実施する「市民意識調査」の内容について議論を行った。(目標指標)</p> <p>男女共同参画計画の基本目標「男女の人権の尊重と暴力の根絶」の実現を目指すための計画として「DV対策基本計画」(平成24～28年度)を策定し、配偶者暴力支援センター機能の整備をはじめ、切れ目のない被害者支援を目指す取組を進めるとともに、計画の進捗については、男女共同参画審議会(DV部会)にて審議を行っている。審議会指摘を受け、DVネットワーク会議において被害者支援に関して関係機関の連携を強化するため、平成27年度に「尼崎市DV防止マニュアル」(関係機関向け)及び「DV防止リーフレット」(民生児童委員等、DV事象に関わる可能性のある活動従事者向け)を作成するとともに、被害者支援にあたっての課題(戸籍入手のための方法、国保加入要件、個別ケース検討の方法など)を協議し、情報共有を行った。(目標指標)</p> <p>【女性センターの効果的・効率的な運用と市民サービスの向上】</p> <p>平成16年度から指定管理者制度を導入し、現在第4期目(平成27～31年度)となっており、男女共同参画社会づくりの拠点として、民間事業者の専門性とノウハウを活用し、多様化するニーズに対応しながら市民サービスの向上と効果的・効率的な施設運営に努めるとともに、女性の就労を支援するため、しごと支援課と共催による「女性向けしごと塾(相談、人材育成、職業紹介を一体的に実施)」や「キャリア相談」、県と共催による「育休復帰」や「小1の壁」など、働く女性が直面する問題をテーマとしたセミナーなど関係機関と連携し積極的な事業展開を図っている。(目標指標)</p> <p>【男女共同参画社会づくりを効果的に推進する取組】</p> <p>男女共同参画推進事業者認定制度により、認定事業者には入札参加資格加点をインセンティブとして付与するなど、事業者による取組の促進と他事業者への波及効果を狙っている。この認定制度は、2年ごとに募集を行っており、平成27年度は13社から25社へ増加した。認定事業者の中には、認定を機にワーク・ライフ・バランス研修を実施するなど取組の効果もみられる。(目標指標)</p> <p>男女共同参画推進員については、市民委員への委嘱を継続するほか、団体推薦については、地域においてDV被害者と関わる可能性が高いことから民生児童委員連絡協議会に推薦を依頼し、早期に相談機関へ繋げるための啓発活動を推進している。(目標指標)</p> |                   |      |
| 行政が取り組んでいること   | ワーク・ライフ・バランスの取組推進 | -    |
| <p>【ワーク・ライフ・バランスの取組】</p> <p>民間企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組推進を図るため、平成27年度から市内経済団体、労働者団体、市、県などによる「尼崎市の働きやすさを考える会」を設置し、情報共有及び今後の取組の方向性について協議を行う場を持っている。(目標指標)</p>  |                   |      |

3 市民意識調査(市民評価)

|      |                              |            |                |             |       |
|------|------------------------------|------------|----------------|-------------|-------|
| 項目内容 | 人権問題の啓発と人権教育<br>人権侵害防止と被害者支援 |            |                |             |       |
| 重要度  | 重要                           | まあ重要       | ふつう            | あまり重要でない    | 重要でない |
| 27年度 | 25.0%                        | 31.0%      | 38.9%          | 3.8%        | 1.2%  |
| 26年度 | 第17位 / 20施策                  | 5点満点中      | 3.75点(平均3.98点) |             |       |
| 25年度 | 第17位 / 20施策                  | 5点満点中      | 3.80点(平均3.99点) |             |       |
| 25年度 | 第19位 / 20施策                  | 5点満点中      | 4.01点(平均4.39点) |             |       |
| 満足度  | 満足                           | どちらかといえば満足 | ふつう            | どちらかといえば不満足 | 不満足   |
| 27年度 | 1.2%                         | 9.2%       | 79.2%          | 8.6%        | 1.9%  |
| 26年度 | 第7位 / 20施策                   | 5点満点中      | 2.99点(平均2.95点) |             |       |
| 25年度 | 第10位 / 20施策                  | 5点満点中      | 2.93点(平均2.95点) |             |       |
| 25年度 | 第10位 / 20施策                  | 5点満点中      | 2.89点(平均2.91点) |             |       |

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



5 施策評価結果(二次評価)

| 次年度に向けた取組方針 (平成29年度予定を記載。必要に応じて平成28年度も含む。)  |
|---|
| <p>【多文化共生の取組】</p> <p>朝鮮人学校の就学補助金については、阪神間の中では依然として低額であるため、財政状況等も考慮しながら増額について検討を行う。</p> <p>【男女共同参画計画に基づく取組】</p> <p>計画期間が平成28年度で終了するため、現計画の進捗状況の検証、課題や関係各課の事業の整理、市民意識調査の結果を踏まえるとともに、女性活躍推進法において、策定努力義務が課せられた「地域における女性活躍推進計画」を兼ねた内容で「第3次計画」(平成29～33年度)を策定する。また、平成29年度は計画に基づき取組を推進していく。</p> <p>【ワーク・ライフ・バランスの取組】</p> <p>企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進については、市内経済団体等関連機関と連携を図り、効果的・効率的に取り組む。</p> <p>【女性センターの効果的・効率的な運用と市民サービスの向上】</p> <p>男女共同参画視点による防災・減災学習について、災害対策課と連携し地域における啓発について効果的・効率的な方法を検討する。</p> |
| 新規・拡充の提案につながる項目   |
| <p>【多文化共生の取組】</p> <p>日常生活をサポートする外国人向け「あまがさきスタートガイド」について、対応言語の追加と内容の充実を検討する。</p> <p>【男女共同参画計画に基づく取組】</p> <p>DV対策基本計画は、第3次男女共同参画計画の方向性を踏まえる必要があることから、計画期間を1年延長し、平成29年度に策定作業を行うこととし、平成28年度にDVネットワーク会議にて素案を作成し、平成29年度においては審議会との協議調整を行っていく。</p>  |
| 改革・改善の提案につながる項目   |

| 評価と取組方針  |      |      |      |
|--|------|------|------|
| <p>・多文化共生社会の実現に向け、聞き取り調査による課題把握を行った。今後は平成28年度に作成する「あまがさきスタートガイド」を有効活用してもらえよう周知に努めるとともに、引き続き課題把握を進め、外国人等が生活しやすくなる諸条件の検討を進める。</p> <p>・今年度の「じんけんスタディツアー」において、LGBT(性的マイノリティ)を学ぶ講演会を予定している。加えて、他都市の事例について調査研究を行う。</p> <p>・朝鮮人学校への就学補助金については、財政状況を考慮しながら、これまでの歴史的経緯を踏まえるとともに、義務教育過程に相当する教育を行っていることや、民族教育を選択する自由を尊重する観点から、検討を行う。</p> <p>・女性センターは、引き続き、しごと支援や防災など、様々な側面で関係機関と連携し、男女共同参画社会の実現を目指す。</p> <p>・民間企業におけるワークライフバランスは、様々な主体が課題認識を共有し、企業での状況の正確な把握や、具体的な取組について検討を進める。</p> <p>施策の二次評価は「現行継続」とし、これまでの取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p> |      |      |      |
| 総合評価   |      |      |      |
| <table border="1"> <tr> <td>重点化</td> <td>転換調整</td> <td>現行継続</td> </tr> </table>  | 重点化  | 転換調整 | 現行継続 |
| 重点化  | 転換調整 | 現行継続 |      |



平成28年度 施策評価表 (平成29年度向け施策の取組方針)

施策名: 人権尊重  
 施策番号: 05 - 02

1 施策の基本情報

|      |         |      |  |
|------|---------|------|--|
| 施策名  | 05 人権尊重 | 展開方向 | 02 市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び、気づき、行動する」環境づくりを進めます。 |
| 主担当局 | 市民協働局   |      |  |

2 目標指標

| 指標名                                     | 方向 | 基準値          | 目標値 (H29) | 実績値    |        |        |     |     | 現時点での達成率 |
|---|----|--------------|-----------|--------|--------|--------|-----|-----|----------|
|   |    |              |           | H25    | H26    | H27    | H28 | H29 |          |
| 市民意識調査の「人権問題がある」「人権問題の可能性があると回答した割合     |    | H23 38.2 %   | 30        | 46.2   | 46.8   | 40.0   | **  | **  | 0%       |
| 人権啓発推進員の活動回数                            |    | H24 696 回    | 912       | 714    | 812    | 521    | **  | **  | 0%       |
| 人権啓発協会主催の講演会、研修会への参加者数                  |    | H24 19,972 人 | 21,000    | 19,596 | 17,815 | 20,398 | **  | **  | 41.4%    |
| 語り部事業アンケートにおける「平和の大切さ」「語り継ぐ大切さ」を感じた回答割合 |    | H24 98.6 %   | 100       | 97.1   | 100.0  | 97.6   | **  | **  | 0%       |
| 啓発事業への参加者数                              |    | H24 223 人    | 400       | 298    | 303    | 306    | **  | **  | 46.9%    |

3 市民意識調査(市民評価)

|      |                              |
|------|------------------------------|
| 項目内容 | 人権問題の啓発と人権教育<br>人権侵害防止と被害者支援 |
|------|------------------------------|

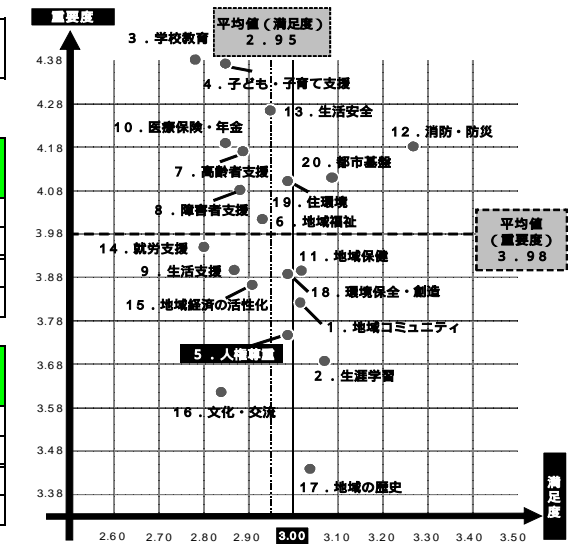
重要度

|      | 重要          | まあ重要  | ふつう   | あまり重要でない       | 重要でない |
|------|-------------|-------|-------|----------------|-------|
| 27年度 | 25.0%       | 31.0% | 38.9% | 3.8%           | 1.2%  |
|      | 第17位 / 20施策 |       | 5点満点中 | 3.75点(平均3.98点) |       |
| 26年度 | 第17位 / 20施策 |       | 5点満点中 | 3.80点(平均3.99点) |       |
| 25年度 | 第19位 / 20施策 |       | 5点満点中 | 4.01点(平均4.39点) |       |

満足度

|      | 満足          | どちらかといえば満足 | ふつう   | どちらかといえば不満足    | 不満足  |
|------|-------------|------------|-------|----------------|------|
| 27年度 | 1.2%        | 9.2%       | 79.2% | 8.6%           | 1.9% |
|      | 第7位 / 20施策  |            | 5点満点中 | 2.99点(平均2.95点) |      |
| 26年度 | 第10位 / 20施策 |            | 5点満点中 | 2.93点(平均2.95点) |      |
| 25年度 | 第10位 / 20施策 |            | 5点満点中 | 2.89点(平均2.91点) |      |

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



4 担当局評価(一次評価)

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成27年度実施内容を記載)  |                 |        |
|--|-----------------|--------|
| 行政が取り組んでいくこと   | 人権問題の啓発と人権教育の取組 | 総合戦略 - |
| <p><b>【人権啓発事業】</b><br/>                     市民参加型の「じんけんスタディツアー」や6地域総合センターにおいて、新たな人権問題として「性的マイノリティ」や「ヘイトスピーチ」などを取り上げ、時代に即したテーマとして人権問題講演会等を実施した。引き続き、差別意識の解消と人権意識の高揚に取り組んでいく。(目標指標)</p> <p>6地域総合センターは、平成27年4月から指定管理者制度を導入し、「指定管理者施設におけるモニタリング評価」において高評価を得ることができたが、評価における課題や問題点を踏まえ、更に地域に開かれた地域総合センターとして取り組んでいく。<br/>                     尼崎人権啓発協会は、人権問題の解決に向けて専門性を持ち、人権問題講演会、地域啓発事業等を実施しており、兵庫県下で唯一の公益社団法人の人権啓発団体である。協会が本市の人権啓発推進に重要な役割を担うため、協会のあり方を検討し、引き続き安定的な経営基盤の確立に向けた取組を行っていく必要がある。そのため、平成27年度からは、人的支援として職員の派遣を行っており、「今後のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえて、意識改革や新たな事業展開に向けての検討を行った。(目標指標)</p> <p>全市的な規模で市民・企業等を対象とした講演会等を実施し、市民一人ひとりに人権についての正しい理解と深い認識を促し、人権意識の高揚を図ることを目的とした「じんけんを考える市民のつどい」を開催し、多くの参加者を得ている。特に平成27年は戦後70年、プレ市制100周年記念事業として、平和をテーマに講師を招き、新たな視点や考え方に触れ、平和パネル展示を行うなど、人権意識の高揚を図ることができた。(目標指標)</p> <p><b>【人権教育・啓発推進事業】</b><br/>                     平成17年度から、「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」に基づき、身近な人権啓発リーダーとして各地区に人権啓発推進員を配置し、全市的な人権教育啓発活動を推進している。平成27年度からは、毎月1回6地域総合センターで一般参加も可能な、出前推進員研修会を開催し、次世代の人権啓発リーダーの育成を図っている。また、社会教育課で設置している人権啓発推進リーダー等の研修と連携し、相互効果を求めることで人権啓発推進体制の充実を進めている。(目標指標)</p> <p>人権教育小集団学習事業は、委託事業として各校・園のPTAを中心に、原則月1回の人権学習会を実施し、同和問題をはじめ子育てや高齢者等の様々な人権の学習を行っている。また、その中で中心的な役割を担っている人権啓発オピニオンリーダーは、地区別研修会に参加することで、人権に関する意識の高揚に努め、小集団学習活動に取り組んでいる。</p> |                 |        |
| 行政が取り組んでいくこと   | 多文化共生社会の取組      | 総合戦略 - |
| <p><b>【平和啓発推進事業】</b><br/>                     戦後70年を迎え、戦争を知らない世代が市内在住の被爆者の体験を直接聞くことで、戦争の悲惨さを実感し、世界平和の尊さや大切さの理解を深める事業として、尼崎市原爆被害者の会の会員が市内公立小学校等(平成27年度実績:5回)へ出向き、「被爆体験語り部事業」を実施した。そのアンケート結果では「平和の大切さや命の尊さを感じた」、「語り継ぐ大切さを感じた」が97.6%であることから効果的な事業と考えている。(目標指標)</p> <p>市内在住の小学生の児童と保護者を対象に、夏休みを利用して、自分の住むまちにも現存する戦争の傷跡などを訪ね、平和の大切さを体験する「夏休み親子スタディツアー(平成27年度実績:2回)」を実施し、13組の親子の参加があった。参加者アンケートでは、全員が「平和の大切さや命の尊さを感じた」という結果が出ており、成果が上がっている。</p> <p>平成27年は戦後70年、プレ市制100周年という節目の年を迎え、尼崎市平和事業庁内連携会議を開催するとともに、尼崎人権・同和教育研究協議会や尼崎市原爆被害者の会、尼崎人権啓発協会を中心とした「平和の祭典事業」の実行委員会を立ち上げ、全市的に平和の意識を高めるため、様々な事業を実施した。その中の一つとして、「届けよう平和の願い」として市内小学校(42校)の児童が折り鶴を折り、市内老人センターに通う高齢者が短冊として完成させる世代間交流事業を実施した。その後、折り鶴は、本庁1階ロビーに展示し、多くの市民の方に平和への願いを伝えた後、広島にある平和記念公園に届けた。また、「平和の祭典事業」として、「これからの100年が平和のまちでありますように」と願いを込めて、世界平和を願い尊ぶ意識を醸成するため、世界の紛争地での平和活動経験が豊富な講師を招き講演会を実施した。</p>   |                 |        |

| 次年度に向けた取組方針<br>(平成29年度予定を記載。必要に応じて平成28年度も含む。) |  |
|---|--|
| 【人権啓発事業】                                      | 市制100周年記念事業として、人権問題が多様化・複雑化する中で、新たな視点での人権啓発標語を募集し、市内公共施設等にポスターを設置することで人権を正しく理解し、人権意識の高揚に努めており、今後については、標語の効果的な活用方法を検討する。<br>尼崎人権啓発協会については、協会がより公益性の高い事業を行い、安定的な運営を行っていくことを目的として、市と連携して協会のあり方を検討し、経営計画を策定していく。<br>「じんけんを考える市民のつどい」については、平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されたことから、障がい者を題材としたテーマで実施しており、平成29年度以降も時代に即したテーマで実施していく。 |
| 【人権教育・啓発推進事業】                                 | 人権啓発推進体制をより充実させるため、身近な人権啓発リーダーである人権啓発推進員が社会教育課が実施している人権啓発オピニオンリーダーの地区別研修会に参加するなど、地域の課題や人権問題の最新情報を共有する機会を設け、人権問題の解決に向けた取組を進めていく。  |
| <b>新規・拡充の提案につながる項目</b>                        |  |
| 【人権教育・啓発推進事業】                                 | 人権啓発推進員と人権啓発推進リーダーや人権啓発オピニオンリーダーが連携し、市民へ人権の大切さを周知する人権啓発事業について検討を行う。  |
| <b>改革・改善の提案につながる項目</b>                        |  |
| 【人権啓発事業】                                      | 地区施設等の機能統合や「総合センターの今後のあり方」に基づき、集約化に向けた取組を進める。<br>ア 地域総合センター上ノ島は、地域と協議しながら老人分館の機能移転に努める。<br>イ 地域総合センター水堂及び今北は、関係課との調整を進めながら集約化を検討する。<br>尼崎人権啓発協会の事業力を強化するため、運営補助から業務委託への見直しを進める。  |

5 施策評価結果(二次評価)

| 評価と取組方針   |  |      |
|---|--|------|
| 人権問題に対しては、尼崎人権啓発協会との連携による啓発活動の取組を進める中で、「人権問題がある」と回答した市民の割合は減少してきているものの、人権問題は多様化しており、それらの解消に向けて、引き続き、より効果的な手法を検討する必要がある。 | 人権啓発推進員や、人権啓発リーダー育成事業については、今後の学びと実践にむけた取組の中で、効果的な連携など、あり方について検討する。 |      |
| 平和啓発への取組については、戦後70年が経過し、戦争を知る世代の高齢化が進む中で、平和の大切さを将来に伝承していく必要がある。また、全市的に平和を願い尊ぶ意識の醸成につながるよう、引き続き取り組んでいく。                  | 地域総合センターの集約化については、地域や関係各所との協議及び公共施設の最適化に向けた取組の動向を踏まえて取組を進める。       |      |
| 施策の二次評価は「現行継続」とし、これまでの取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。  |  |      |
| <b>総合評価</b>   |  |      |
| 重点化   | 転換調整   | 現行継続 |



平成28年度 施策評価表 (平成29年度向け施策の取組方針)

施策名: 人権尊重  
 施策番号: 05 - 03

1 施策の基本情報

|      |         |      |                                     |
|------|---------|------|-------------------------------------|
| 施策名  | 05 人権尊重 | 展開方向 | 03 人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。 |
| 担当当局 | 市民協働局   |      |                                     |

2 目標指標

| 指標名                                  | 方向 | 基準値 |        | 目標値<br>(H29) | 実績値  |      |      |     |     | 現時点での達成率 |
|--------------------------------------|----|-----|--------|--------------|------|------|------|-----|-----|----------|
|                                      |    |     |        |              | H25  | H26  | H27  | H28 | H29 |          |
| 市民意識調査の「人権問題がある」「人権問題の可能性がある」と回答した割合 |    | H23 | 38.2 % | 30           | 46.2 | 46.8 | 40.0 | **  | **  | 0%       |
| 差別落書き件数                              |    | H24 | 22 件   | 0            | 26   | 2    | 2    | **  | **  | 90.9%    |

3 市民意識調査(市民評価)

|      |                              |
|------|------------------------------|
| 項目内容 | 人権問題の啓発と人権教育<br>人権侵害防止と被害者支援 |
|------|------------------------------|

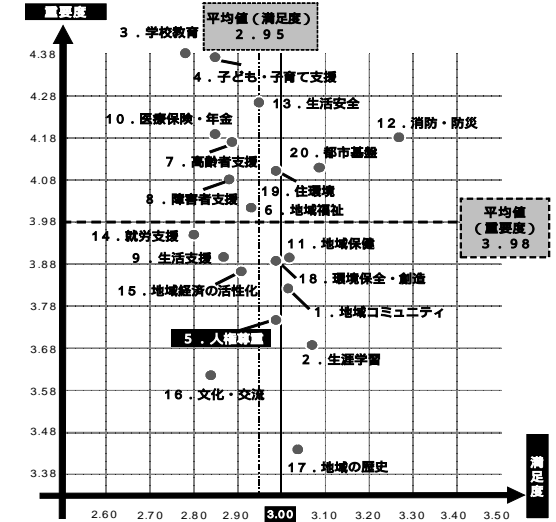
重要度

|      | 重要          | まあ重要  | ふつう            | あまり重要でない | 重要でない |
|------|-------------|-------|----------------|----------|-------|
| 27年度 | 25.0%       | 31.0% | 38.9%          | 3.8%     | 1.2%  |
| 26年度 | 第17位 / 20施策 | 5点満点中 | 3.75点(平均3.98点) |          |       |
| 25年度 | 第19位 / 20施策 | 5点満点中 | 4.01点(平均4.39点) |          |       |

満足度

|      | 満足          | どちらかといえば満足 | ふつう            | どちらかといえば不満足 | 不満足  |
|------|-------------|------------|----------------|-------------|------|
| 27年度 | 1.2%        | 9.2%       | 79.2%          | 8.6%        | 1.9% |
| 26年度 | 第7位 / 20施策  | 5点満点中      | 2.99点(平均2.95点) |             |      |
| 25年度 | 第10位 / 20施策 | 5点満点中      | 2.89点(平均2.91点) |             |      |

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



4 担当局評価(一次評価)

| これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成27年度実施内容を記載)  |
|--|
| <p><b>行政が取り組んでいくこと</b> 人権侵害の防止と被害者への支援 <span style="float:right">総合戦略</span> -</p> <p>人権文化の息づくまちの実現をめざし、尼崎市人権教育啓発基本計画に基づく様々な施策を展開している。これらの取組にあたっては、人権問題が複雑化・多様化していることから、庁内はもちろん、関係機関・団体との連携・協力のもと進めることが重要であり、他施策に分類されている事業についても、本展開方向に資する事業として掲載する。</p> <p><b>【同和問題】</b><br/>                     同和問題の解決に向けた取組により、市民の同和問題についての理解も深まってはいるが、依然として同和地区に対する忌避意識が見受けられる。特に結婚差別や就職差別、土地差別などの人権侵害につながる身元調査を目的とした住民票等の不正取得事件が全国的に生じており、適切な対応が求められている。そのことを踏まえ、本市においても平成28年4月1日から、本人等の代理人や第三者に住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を交付した場合に通知を行う、「事前登録型本人通知制度」を導入しており、実効性のあるものとするため引き続き市民への周知に努める。</p> <p><b>【外国人問題】</b><br/>                     外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、多様な文化・伝統に対する理解を深める取組を進めているが、在日朝鮮・韓国籍の人に対する差別的な表現による人権侵害が後を絶たないのが現実である。そのことから、平成27年度の重要課題として「ヘイトスピーチ問題」を取り上げ、全国の中核市を中心に調査を行い、他都市の動向把握に努めた。引き続き、ヘイトスピーチに対して市内でのワーキンググループを構成し、国や他都市の動向を注視しながらヘイトスピーチに対する対応を検討する。</p> <p><b>【いじめ】</b><br/>                     本市の市立学校に在籍する児童生徒におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のため、いじめ防止対策推進法第12条に基づく「尼崎市いじめ防止基本方針」を平成28年1月に策定した。今後は、いじめ防止等に関する機関及び団体相互の情報共有等を通じて、自主的な取組や、相互に連携した取組の推進に繋げるなど、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となっていじめ問題に対応していく体制を構築していく。また、昨今複雑多様化するいじめなどの学校が抱える様々な問題に対して、専門家を活用し、法的なアドバイスや精神的なアドバイスが得られるようにしていくことなどが課題である。</p> <p><b>【犯罪被害者等の支援】</b><br/>                     平成27年7月に施行された「尼崎市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等に寄り添った対応に取り組んでいく。</p> <p><b>【インターネットによる人権侵害】</b><br/>                     インターネットの普及に伴いインターネットによる人権侵害が増加する中、本市では、平成22年度からインターネット上の差別書込みを監視するインターネットモニタリング事業を実施することにより、一定の抑止効果を収めている。しかし、一旦インターネットに掲載されると、削除は非常に困難なため、インターネット上の人権侵害に対する適切な対応策に引き続き取り組んでいく。</p> <p><b>【市内の差別落書きと実態】</b><br/>                     市内における差別落書きの状況については、平成24、25年度をピークに減少しつつあるが、依然として差別落書きが発生している。最近の傾向としては、ネット上の書込み同様に在日外国人に対するものが大変多くなっており、刑法に定める名誉毀損や侮辱罪、器物損壊罪、建物損壊罪といった犯罪でもあることから、関係機関と連携し差別落書きゼロを目指す。(目標指標)</p> <p><b>【相談体制】</b><br/>                     本市の人権侵害の実態把握に努めるとともに、人権侵害の被害者が身近に相談でき、適切で効果的な支援が受けられる体制として、平成28年2月より人権課をはじめ神戸地方法務局尼崎支局や人権擁護委員協議会、尼崎人権啓発協会、地域総合センターなどと連携するワンストップ型の「じんけん何でも相談隊」を開始した。引き続き、実効性のある取組みとなるように努める。</p> <p><b>【市民意識】</b><br/>                     当施策の「重要度」が低い位置にあるのは、市民にとって人権問題が身近な問題として十分に受け止められていないことによるものと考えられる。しかし、人権問題は子どもから高齢者まで、すべての人に関わる問題であり、人権が蔑ろにされた結果、生死に関わる悲惨な事件に結びつく可能性もあることから、市民一人ひとりが人権問題を他人事ではなく自らの問題として受け止められるよう、家庭・地域・学校・職場などを活用して、「人権の大切さ」を学ぶ機会を提供することが必要である。(目標指標)</p> |

| 次年度に向けた取組方針<br>(平成29年度予定を記載。必要に応じて平成28年度も含む。)  |
|--|
| <p><b>【同和問題】</b><br/>                     本市では平成28年4月1日より、「事前登録型本人通知制度」が導入されており、引き続き制度の周知を図る。また、通知に対して相談があれば開示請求の手続き等を案内し、不正取得された本人からの権利利益の侵害の相談等に対して、関係機関・団体と連携した対応を行う。</p> <p><b>【外国人問題】</b><br/>                     ヘイトスピーチに対する本市の姿勢を明らかにするため、国や他都市の動向を踏まえながら取組を進めていく。</p> <p><b>【いじめ】</b><br/>                     平成28年度から新たに、いじめ防止等に関する機関及び団体相互の情報共有等を通じて連携を図るべく、「尼崎市いじめ問題対策連絡協議会」を設置するほか、いじめなどの学校が抱える様々な問題に対して、専門家による支援を行う学校支援専門家派遣事業を実施するなどしている。引き続き、「尼崎市いじめ防止基本方針」及び「各学校のいじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等に係る本市及び学校の各種取組を進めていく。</p> <p><b>【インターネットによる人権侵害】</b><br/>                     関係機関・団体で構成する「尼崎市インターネット差別書込み防止研究会」の取組として、ネット上の人権侵害に関する法整備の要請を引き続き、神戸地方法務局尼崎支局に行う。</p> |
| 新規・拡充の提案につながる項目  |
| <p><b>【相談体制】</b><br/>                     人権侵害の被害者がいつでも相談できる「じんけん何でも相談隊」の相談体制の充実を図るため、相談員の育成を検討する。</p>   |
| 改革・改善の提案につながる項目  |

5 施策評価結果(二次評価)

| 評価と取組方針   |      |      |      |
|---|------|------|------|
| <p>平成27年度に策定した「尼崎市いじめ防止基本方針」に基づく、「尼崎市いじめ問題対策連絡協議会」や「学校支援専門家派遣事業」が実効性のあるものとなるよう、取組を進める。</p> <p>犯罪被害者の支援については、「尼崎市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等に寄り添った、効果的な対応を行う。</p> <p>施策の二次評価は「現行継続」とし、これまでの取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p> |      |      |      |
| 総合評価  |      |      |      |
| <table border="1"> <tr> <td>重点化</td> <td>転換調整</td> <td>現行継続</td> </tr> </table>   | 重点化  | 転換調整 | 現行継続 |
| 重点化   | 転換調整 | 現行継続 |      |